

函館市介護保険高額介護サービス費基準収入額適用申請取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条第1項に規定する高額介護サービス費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(収入の合計額の申請)

第2条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条の2の3の規定による適用の申請は、別記第1号様式によるものとする。

2 市長は、前項の申請に対する処分について、別記第2号様式により当該被保険者に通知するものとする。

(補則)

第3条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年1月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成28年5月1日から施行する。

介護保険基準収入額適用申請書

年 月 日

(申請先) 函館市長

住所

申請者 氏名

電話

次のとおり関係書類を添えて、高額介護サービス費の負担区分判定にかかる収入額を申請します。

フリガナ		被保険者番号																		
被保険者氏名		印	個人番号																	
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性	別	男 ・ 女													
フリガナ			被保険者番号																	
被保険者氏名		印	個人番号																	
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性	別	男 ・ 女													
フリガナ			被保険者番号																	
被保険者氏名		印	個人番号																	
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性	別	男 ・ 女													
住 所	〒																			
	電話																			

氏 名		本 人	同じ世帯の65歳以上の方	
平成 年 中 の 収 入	公的年金			
	給 与 (パート収入等を含む)			
	{ (年金・給与以外の収入)			
	合 計			

函館市記入欄

判定要件	世帯収入	円	該当 ・ 非該当
	決定区分		第4段階 ・ 第5段階

【注意事項】

- (1) 市町村民税が課税されている・いないに関わらず、ご本人および同じ世帯におられる65歳以上の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けて記入してください。
- (2) 収入額はすべて記入してください。ただし、退職金および公租公課の対象とならない収入(障害年金、遺族年金、恩給、特別弔慰金、災害弔慰など)は除きます。
- (3) 公的年金源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写しなど、収入額が確認できる書類を添付してください。ただし、1月1日において函館市に住所がある方の公的年金収入については添付書類は不要です。また、収入を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入についても添付書類は不要です。



函館市長

基準収入額適用申請承認（不承認）決定通知書

先に申請のありました、高額介護（介護予防）サービス費の負担限度額について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請年月日		決定年月日	
決定区分		負担限度額	
適用期間			
決定理由			

※負担限度額について

負担限度額は適用期間開始日時点の世帯、所得で決定しています。
適用期間開始日以降に世帯や所得に変更があった場合は負担限度額が変更となる可能性がります。

問い合わせ先

不服の申立

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道介護保険審査会に審査請求をすることができます。

問い合わせ先

また、この審査請求に対する裁決を受けた後、なお不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の場合は審査請求の裁決を経なくても処分の取消しを提起することができます。

- ① 審査請求のあった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき。